

令和6年度 サービス産業活性化支援事業
企画提案仕様書

1 適用

本仕様書は、「サービス産業活性化支援事業」の企画提案に適用する。

2 業務の概要

サービス産業事業者を対象とするキャッシュレス決済試験導入モニター調査並びに生産性向上セミナー及び個別相談を行う。

3 契約期間

令和6年8月上旬頃（契約締結日）から令和7年3月24日（月）まで

4 業務内容等

本業務で対象とする業種は、県内中小企業者のうち、以下に該当する者を対象とする。

- ・サービス産業：総務省「日本標準産業分類」における大分類項目のうち、
H（うち運輸業）、I、L、M、N、O、P（うち福祉）、R

(1) キャッシュレス決済試験導入モニター調査の実施

実施内容	<p>キャッシュレス決済未導入事業者に対し、体験する機会を提供し、売上等のデータ収集及び導入効果や障害となる点の調査、分析を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象地域：伊豆地域※・対象者：キャッシュレス決済未導入者100者以上・調査期間：1者あたり3か月以上 <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none">・調査対象とする事業者の数は、極力多い方が望ましい。・地域や団体等の一定のまとまりごと（市町、地区、商店街、関係団体等）で実施すること。・なお、まとまりは3者以上とする。・事業者選定には、まとまりごとの比較・分析ができるよう心掛けること（顧客の属性、地理的な属性、業種の属性等）。・未導入事業者のほか、新たなキャッシュレス決済手段を導入する場合も、調査の対象として認める。例：バーコード決済のみ導入済事業者が、新たにクレジットカード決済を導入する。等・消費者の利便性の観点から、複数のキャッシュレス決済手段を導入できることが望ましい。
成果物の提出	<p>調査により得られたデータ及び分析結果を提出すること。</p> <p><調査項目></p> <ul style="list-style-type: none">・事業者の属性（業種、地域、事業規模等）・売上への影響（導入前後の比較等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の継続意向及びその理由 ・利便性の評価 ・客層の変化（インバウンド客の増加 等） ・決済手段（現金、キャッシュレスの別）の割合 ・その他分析に必要なデータ
--	--

※伊豆地域：熱海市、沼津市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町

(2) セミナー及び個別相談の開催

実施内容	<p>受託者は、生産性向上に資するセミナー及び個別相談を、県内地域（西部、中部、東部、賀茂）ごと各1回以上、計6回以上実施すること（東部・賀茂地域においては(1)の内容を含む）。</p> <p><内容></p> <p>(ア) 生産性向上セミナーの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化や人手不足解消に役立つ手法、ツールを紹介すること。 例：売上集計、データ解析、顧客情報の共有ツール 等 ・生産性向上の定義※に記載した①と②のいずれか、又は両方に資するものとする。（下記「生産性向上の定義」参照） ・地域の特徴を考慮した業種をターゲットとすること。 <p>(イ) 個別相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー受講者の取組段階に合わせたアドバイスをすること。 ※業種・講師の選定、内容等の詳細については、採択後、県との協議により決定する提案でも可能とする。
成果物の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー開催結果（参加者アンケート結果等）が確認できるものを1部提出すること。 ・セミナーの開催周知に当たり、実施（掲載等）した内容（実際の広告媒体等）が確認できるものを1部提出すること。 ・個別相談結果を事業者ごと1部提出すること。

※ 生産性向上の定義

本業務で定義する生産性とは、経営における効率の良さを指し、労働という生産要素から付加価値という生産結果を生み出すことを言う。

生産性を向上させる手法としては、①工数削減と②付加価値創出の2つのアプローチがあるものとする。

$$\text{生産性} = \frac{\text{②付加価値創出}}{\text{①工数削減}}$$

本業務では、①工数削減か②付加価値創出に資する取組を対象企業（受講者）に対し、実践的に解説・紹介等行うものとする。

5 業務実施体制等

受託者は、業務の円滑化のため、業務管理を行う責任者や業務従事者の役割分担等を定め、県に報告するとともに、常にこの体制が機能するよう努めること。

6 業務実施状況報告

受託者は、県の要請に応じて随時報告を行うこと。

7 実績報告

受託者は、本業務の完了後、速やかに、業務の成果等を記録した実績報告書（様式は別途定める。）を作成し、県に提出すること。

8 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業実施に必要と認められる場合については、県と協議した上で、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

なお、第三者に委託する予定がある場合は、企画提案の応募時にその内容を明らかにすること。

9 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た県や企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第58号）を遵守しなければならない。

10 その他

受託者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

受託者は、契約締結後速やかに、事業者等を守り育てる静岡県公契約条例に基づく「労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書」を県に提出すること。（業務の一部を再委託する場合は、再委託先から同誓約書を提出させ、その写しを県へ提出すること。）

11 問合せ先

静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話 054-221-2512（土・日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

電子メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp